

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	放課後児童支援員 家庭や地域と連携して児童の自主性・社会性・創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図るため、必要な支援を行うことを目的として放課後児童クラブに設置される職で、三次市放課後児童クラブの運営・施設管理や児童の健全な育成に必要な活動・支援を担います。
募 集 人 数	週30時間勤務：5人程度、週25時間勤務：5人程度
申 込 受 付 期 間	令和7年2月25日（火）午前8時30分から 令和7年3月31日（月）午後5時15分まで
業 務 内 容	社会教育課の指示のもと、小学校及び関係機関と連携し、児童の遊びや生活指導を行います。（災害時の緊急対応や応援勤務の可能性有） その他、日々雇用の放課後児童支援員等の指導、施設管理、入退会に係る各種申請書類の受付、図書管理、またシフト・勤怠管理等の簡単なPC操作あり。
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和7年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週30時間または週25時間）のシフト勤務が可能である人 3 都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した人、又は次のいずれかの条件を満たし、新たに採用された日から起算して1年以内に当該研修を修了すると見込まれること。 (1) 教諭免許、保育士資格、社会福祉士資格のいずれかを持つ人 (2) 学校教育法の規定による大学・大学院若しくは外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科か課程を修めて卒業した者又は同法102条2項の規定により大学院への入学が認められた人 (3) 高等学校を卒業した人又はこれに準ずる人で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人 (4) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証等の写し 放課後児童支援員認定資格研修修了証をお持ちの方は写しを提出してください。また、受験資格3の(1)に該当する場合は、受験資格を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 なお、資格取得時点から姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本の写し）も併せて添付してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（放課後児童支援員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約１０分） 申込受付後随時行います。 ※日時・場所について，受験申込者に別途連絡します。	
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については，面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	面接試験後に合否の結果を文書で通知します。なお，電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職 種 別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。令和８年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和７年４月１日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市内放課後児童クラブ（応援勤務・異動あり）
	勤 務 時 間	【放課後児童クラブ開所時間】 平日：放課後から午後６時３０分 土曜日：午前８時から午後５時３０分 学校の長期休業日（平日）・学校代休日等：午前８時から午後６時３０分 ※勤務時間 【週３０時間勤務】 平 日：午後１時３０分から午後６時３０分 土曜日：午前８時から午後５時３０分の間で５時間勤務 【週２５時間勤務】 月曜日から土曜日の間で５日勤務 平 日：午後１時３０分から午後６時３０分 土曜日：午前８時から午後５時３０分の間で５時間勤務 ※公務のため臨時又は勤務の必要による時間外勤務あり ※長期休暇等は，午前８時から午後６時３０分（土曜日は午後５時３０分）まで開所するためシフト勤務となる。 ※１日あたり６時間を超える勤務の場合は休憩６０分有
	休 日	日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3）※振替有 週２５時間勤務の場合は月曜日から土曜日の間で１日（週ごと）。ただしシフトによりあらかじめ指定します。
	休 暇 制 度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	（福祉職給料表１－１９号給） 週３０時間勤務：月額１６２，２７０円～ 週２５時間勤務：月額１３５，２２５円～ ※経験年数加算規定有（経験１年未満は加算対象外）
	手 当 制 度	時間外勤務報酬，休日勤務報酬，通勤手当，期末手当・勤勉手当，地域手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等
	服 務	地方公務員法第３０条から第３７条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目８番１号 三次市教育委員会教育部社会教育課児童育成係（市役所本館５階） TEL 0824-62-6182 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）午前８時３０分～午後５時１５分	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。